特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
50	軽自動車税の賦課に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、軽自動車税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	吹田市の軽自動車税システムでは、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和8年10月30日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	【業務全体概要】 1　申告書受付事務 （1）軽自動車税申告書を受け付ける。 （原付、小型特殊以外については、陸運局及び軽自動車検査協会にて受け付けた軽自動車税申告書情報を受領。） （2）課税保留、課税免除、減免の申請を受け付ける。 （3）地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構、自動車検査登録情報協会から初度検査年月を含むデータを受け取る。 2　当初賦課事務 申告内容を車両台帳に反映し、課税台帳を作成し、納税通知書を納税義務者へ送付する。 3　賦課更正事務 当初賦課以降に賦課期日以前の申告書を受け付けた場合や、減免等の申請があった場合は、賦課した税額を変更する。納税通知書または税額変更通知書を納税義務者へ送付する。 4　転出者への調査事務 転出した納税義務者に対して、登録の変更が正しく行われているかを調査する。 5　証明書交付事務 交付申請に基づき、継続検査用納税証明書を発行する。 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）」に従い、軽自動車税業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1　個人番号の利用 事務全般において、対象者を正確に把握し、公平かつ適正な課税を行うため、個人番号を利用する。 （1）宛名の名寄せ （2）住基ネット照会 （3）納税通知書等の電子通知希望申請 （4）地方税外部連携システムの団体間回送機能等の利用
③システムの名称	軽自動車税システム、宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、通知IFS、地方税外部連携システム、軽自動車検査情報市区町村提供システム、軽自動車税納付システム（軽JNKS)、軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽OSS)、自動車検査登録情報提供サービス（AIRIS)、吹田市電子申込システム

2. 特定個人情報ファイル名
軽自動車税特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　番号法第9条第1項　別表24の項に規定された事務 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第16条 3　地方税法第七百四十七条の五の二 以上の法令上の根拠より、軽自動車税の賦課に関する事務において個人番号を利用する。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	1　情報提供の根拠 なし（情報提供ネットワークによる情報提供は行わない） 2　情報照会の根拠 （1）番号法第19条第8号 （2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（特定個人情報利用事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの：48の項 （3）番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条第14項（当面利用しない。）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務部　市民税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
―	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒564－8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所　市民部　市民相談室　情報公開担当　　電話：06-6384-1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒564－8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所　税務部　市民税課　電話：050-1721-4360
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月20日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月20日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会の際には、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることに加え、特定個人情報が記載された書類は一時利用に限定し、当日中にシュレッダーしている。 納税通知書の電子化及び地方税外部連携においては、マニュアルに則った作業により連携用データを取得し、連携用データを取得後は担当のみが接続できるパスワードをかけたフォルダにて管理する。 以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策　　［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。また、システム全体としては軽自動車税の事務に必要のない項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。 1　連携IFS、地方税外部連携システムからの連携による入手 → システムにより担保 2　住基ネットの参照による取得 ・住民基本台帳ネットワーク統合端末による取得 → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	1　個人番号の利用 　事務全般において、対象者を正確に把握し、公平かつ適正な課税を行うため、個人番号を利用する。 （1）宛名の名寄せ （2）住基ネット照会	1　個人番号の利用 　事務全般において、対象者を正確に把握し、公平かつ適正な課税を行うため、個人番号を利用する。 （1）宛名の名寄せ （2）住基ネット照会 （3）納税通知書等の電子通知希望申請 （4）地方税外部連携システムの団体間回送機能等の利用	事前	
令和8年10月30日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	軽自動車税システム、宛名システム、共通基盤システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、軽自動車検査情報市区町村提供システム、軽自動車税納付システム（軽JNKS)、軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽OSS)、自動車検査登録情報提供サービス（AIRIS)、吹田市電子申込システム	軽自動車税システム、宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、通知IFS、地方税外部連携システム、軽自動車検査情報市区町村提供システム、軽自動車税納付システム（軽JNKS)、軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽OSS)、自動車検査登録情報提供サービス（AIRIS)、吹田市電子申込システム	事前	ただし、住登外システムの消除のみ事後
令和8年10月30日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	1　番号法第9条第1項　別表24の項に規定された事務 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第16条 以上の法令上の根拠より、軽自動車税（種別割）の賦課に関する事務において個人番号を利用する。	1　番号法第9条第1項　別表24の項に規定された事務 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第16条 3　地方税法第七百四十七条の五の二 以上の法令上の根拠より、軽自動車税の賦課に関する事務において個人番号を利用する。	事前	
令和8年10月30日	Ⅳリスク対策　8．人手を介在させる作業　判断の根拠	住基ネット照会の際には、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることに加え、特定個人情報が記載された書類は一時利用に限定し、当日中にシュレッダーしている。 以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	住基ネット照会の際には、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることに加え、特定個人情報が記載された書類は一時利用に限定し、当日中にシュレッダーしている。 納税通知書の電子化及び地方税外部連携においては、マニュアルに則った作業により連携用データを取得し、連携用データを取得後は担当のみが接続できるパスワードをかけたフォルダにて管理する。 以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和8年10月30日	Ⅳリスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策　判断の根拠	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。また、システム全体としては軽自動車税（種別割）の事務に必要のない項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。 1　住登外システムからの連携による入手 　→ システムにより担保 2　住基ネットの参照による取得 　・住民基本台帳ネットワーク統合端末による取得 　　→ 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。また、システム全体としては軽自動車税の事務に必要のない項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。 1　連携IFS、地方税外部連携システムからの連携による入手 　→ システムにより担保 2　住基ネットの参照による取得 　・住民基本台帳ネットワーク統合端末による取得 　　→ 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	ただし、住登外システムの消除のみ事後
令和8年10月30日	全般	(種別割)	(種別割)の消除	事後	
令和8年10月30日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	吹田市役所　市民部　市民総務室　情報公開担当　　電話:06-6384-1456	吹田市役所　市民部　市民相談室　情報公開担当　　電話:06-6384-1456	事後	